

(厚生労働省健康局結核感染症課への協議資料 (抜粋))

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 38 条第 2 項の規定に基づく第 2 種感染症指定医療機関の指定については、厚生労働大臣の定める基準に適合する病院について、その開設者の同意を得て、県知事が指定するものとされています。第 2 種感染症指定医療機関の配置基準は、平成 11 年 3 月 19 日厚生省保健医療局長通知「感染症指定医療機関の指定について」（以下、「通知」という。）にて、2 次医療圏ごとに 1 か所とされています。

現在、第 7 次香川県保健医療計画を作成中であり、その中で、地域医療構想区域と保健医療圏を一致させるため、保健医療圏の統合が検討されています。本県では、これまで、現医療計画の中讃保健医療圏で、第 2 種感染症指定医療機関が未整備であったことから、指定に向けて中讃保健医療圏内の病院と協議を続けてきた結果、平成 30 年度に指定することで協議が整ったところですが、中讃保健医療圏と三豊保健医療圏を統合した場合、三豊保健医療圏には既に 1 か所指定していることから、1 医療圏に 2 か所指定することとなります。

本県としましては、保健医療圏の統合があったとしても、保健所管内に各 1 か所第 2 種感染症指定医療機関を指定することとし、中讃保健所管内に 1 か所（4 床）指定したいと考えていることから、通知 1（3）に基づき、調整をお願いするものです。

1. 県内の指定状況

指定状況					
第 1 種感染症指定医療機関			県内全域	県立中央病院	2 床
第 2 種 感染症 指定 医療機 関	東部構想 区域	大川保健 医療圏	東讃保健所 管内	さぬき市民病院	4 床
		高松保健 医療圏	高松市保健 所管内	高松市民病院	6 床
	小豆構想 区域	小豆保健 医療圏	小豆保健所 管内	小豆島中央病院	4 床
	西部構想 区域	中讃保健 医療圏	中讃保健所 管内	—	—
		三豊保健 医療圏	西讃保健所 管内	三豊総合病院	4 床
計					20 床

※基準病床数 24 床（第 6 次香川県保健医療計画）